

子どもの学費に関する制度

就学援助制度（宇部市教育委員会教育総務課 TEL34-8604 FAX22-6066）

小・中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

◆対象者 次のいずれかに該当する方で援助の申請をした方

1 当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた方

2 経済的理由により生活状態が悪く、就学困難と認められる方

※2月～5月の申請者は令和5年中（1月～12月）の所得、6月以降の申請者は令和6年中（1月～12月）の所得で判定します。

※生活保護費（教育扶助）受給者は、申請不要で、修学旅行費のみ援助します。

※7月末までに申請して認定となった方は、4月分から援助の対象になります。8月以降は申請月から援助の対象になります。

※4月に小・中学校に入学される方を対象に、申請受付を12月に前倒して、入学準備金を入学前（2月）に支給しています。

◆援助の内容

1 学用品費等

種類	援助額
学用品費	定額 ※学期に1度。学校で集金される教材費と同額ではありません。
入学準備金	定額 ※新1年生で、4月1日付け認定者が対象。2月に前倒して支給した方には、重複しての支給はありません。
通学費 （※宇部市内の公立学校のみ）	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関の運賃実費（通学定期券等で当該経路及び費用の証明ができるもの。限度額あり。） ※片道の通学距離が児童で4キロメートル以上、生徒で6キロメートル以上の場合が対象 ※特認校以外の校区外通学は対象となりません。 ※特別支援学級児童生徒は距離を問いません。
修学旅行費	実費(限度額あり) ※修学旅行に参加した時点での認定者が対象
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	交通費・見学料の実費（限度額あり） ※校外活動（宿泊を伴うもの）に参加した時点での認定者が対象

2 学校給食費（※宇部市立の小・中学校へ通う児童・生徒の保護者のみ）

学校給食に要する経費（現物支給）

◆申請手続き

原則オンラインで受け付けます。ただし、転入された方やオンライン申請が困難な方は、教育委員会教育総務課または宇部市立の小・中学校にて受け付けます。詳しくは、ウェブサイト（ウェブ番号1003569）を御確認ください。

※郵送での受付は行っていません。

宇部市奨学金制度（宇部市教育委員会教育総務課 TEL34-8604 FAX22-6066）

経済的に困難な状況にありながら強く学ぶ意欲のある生徒を励ますため、「宇部市奨学基金」を設置し、高等学校又は高等専門学校への入学時に、10万円の奨学金を給付しています。

◆対象者

次のすべての要件に該当する人

- ・高等学校又は高等専門学校へ入学する者
- ・市内に住所があり、在学する中学校長から推薦された者
- ・向学心に富み有能な資質を持つ者

＊上記により推薦された者の中から、選考審査会を経て受給者を決定します。

◆申し込み方法

- ・申し込み期間・・・毎年1月の下旬～2月の中旬頃
- ・申込み先・・・在籍している中学校

高等学校等就学支援金制度

●高等学校等の授業料支援

【国】高等学校等就学支援金		
対 象	高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方 ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。 ・保護者等の世帯年収が910万円程度以上の方 ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方 ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途計算）を超えた方	
支給額	<国公立高校> 公立高校授業料相当額（年額118,800円）、国公立高校は授業料負担が実質0円になります。 <私立高等学校等>	
	所得要件	支給上限額
	世帯年収590万円未満程度	33,000円/月
	世帯年収590～910万円未満程度	9,900円/月
	世帯年収910万円程度以上	対象外
URL(国)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm	
申 込	進学先の高校（入学時の4月頃 在学生7月頃）	
問合せ先	進学先の高校	

●高等学校等の授業料以外の教育支援

【国】高校生等奨学給付金			
対 象	A：生活保護世帯 B：住民税所得割が非課税の世帯		
対象学校	高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など(国公立、私立)		
支援内容	世帯別	国公立	私立
	生活保護世帯（全日制等・通信制）	32,300円	52,600円
	非課税世帯（全日制等）※第1子	131,500円	152,000円
	非課税世帯（全日制等）※第2子以降	143,700円	152,000円
	非課税世帯（通信制・専攻科）	50,500円	52,100円
	年収270万円～380万円未満世帯（専攻科）	10,100円	10,420円
	年収380万円～600万円未満の多子世帯（専攻科）	10,100円	10,420円
URL(国)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm		
問合せ先	国公立	山口県教育政策課 TEL083-933-4510	
	私立	山口県学事文書課 TEL083-933-2138	

山口県では、私学の多様な教育を選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、県内の私立高等学校（全日制）又は高等専修学校（大学入学資格付与校）に在学する生徒を対象として、学校を通じて授業料等と入学時納付金の助成を行います。

◆対象となる生徒及び減免上限額

対象となる生徒 (保護者等が次のいずれかに該当するもの)		減免上限額
授業料等	(1)生活保護法による被保護者	1,650円/月
	(2)高等学校等就学支援金の加算とならない生徒のうち世帯年収590万円以上610万円未満程度	6,600円/月
入学時納付金	保護者等が上記の(1)または世帯年収350万円未満程度に該当する場合	70,000円

※入学時納付金は、新入生（私立高等学校の専攻科及び高等専修学校を除く）が対象です。

◆申請方法等

- (1)申請先：各私立高等学校等
- (2)この制度は、山口県ひとづくり財団等の奨学金制度と併せて利用できます。
- (3)詳しいことは、各私立高等学校等へお問い合わせください。

高等教育（大学、短大、専門学校等）の修学支援制度

日本学生支援機構 給付型奨学金					
内 容	住民税非課税世帯の学生等に対して、奨学金が給付される制度です。				
認定要件	・世帯収入や資産の要件を満たしていること。 ※世帯構成や収入などに応じて、支援額の区分が決まり、区分により支援額が異なります。 (住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)、それに準ずる世帯(第Ⅱ～Ⅳ区分)) ※基準を満たす世帯収入は、家族構成等により異なります。 ・進学先で学ぶ意欲がある学生であること。				
給付額 (月額)	住民税非課税世帯(第Ⅰ区分) の場合				
	区分		自宅通学	自宅外通学	
	大学・短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	29,200円	66,700円	
		私立	38,300円	75,800円	
	高等専門学校 (4年・5年)	国公立	17,500円	34,200円	
		私立	26,700円	43,300円	
詳しくは、「給付奨学金」 日本学生支援機構 奨学金ホームページをご覧ください。					
問合せ先	高校、進学先の大学				
授業料・入学金の免除・減額					
内 容	給付型奨学金の対象者は進学先の大学等へ申し込むことで授業料等の免除・減額を受けられる可能性があります。対象校は国等の要件を満たす学校です。				
減免・減額 (年額)	住民税非課税世帯(第Ⅰ区分) の場合 (多子世帯(税法上の扶養する子どもが3人以上の世帯)は、所得制限なく受けられます。)				
	区分	国公立		私立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
	大学	28万円	54万円	26万円	70万円
	短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
	高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
	専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円
	(支援額は単位未満を四捨五入しています)				
問合せ先	進学先の大学等				

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（事前予約要）

（宇部市こども政策課 TEL34-8331 FAX22-6051）

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭等の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金等の各種資金をお貸しする制度です。

◆対象者

母子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又はその児童

父子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父又はその児童

寡婦福祉資金：寡婦の方、40歳以上の配偶者のない女子（独身者は含まない）（現に子を扶養していない場合は、所得制限があります。）

◆貸付金の種類

就学支度資金、修学資金、技能習得資金等

◆貸付要件

(1)借受人（申請できる方）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない20歳未満の児童

※修学資金を借りる場合は、対象となる児童（子）が連帯借受人となり、連帯して債務を負担します。

(2)その他の要件

それぞれの貸付金ごとに、貸付を行うにあたっての要件を定めています。くわしくは、宇部市こども政策課までお問い合わせください。

◆償還（返済）方法

貸付前に償還（返済）期間を定めていますので、その範囲内で、原則、月賦方式で指定する口座から引き落としします。

◆申請手続き

貸付を希望される場合は、宇部市こども政策課で、まずご相談ください。貸付の対象となる場合は、申請に必要となる書類等をお渡しします。なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。

※事前相談から申請まで1カ月程度、申請から振込まで1カ月かかるので、余裕を持ってご相談ください。